

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 定山溪取水場自家発電設備整備修繕
- 2 事業者名 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本部北海道支社
- 3 特定理由
- 本修繕の対象設備は、商用電源の停電時に定山溪取水場及び定山溪ポンプ場の電気設備に電源を供給するための重要な設備である。
- 本修繕は、製造メーカーの技術基準に基づいた修繕・調整・良否判断を求めており、非常用発電システムとしての機能の維持・回復を図るものである。
- 対象設備については、業者独自の技術開発により製作したものであり、設計・製造に関する未公開データや構造の専門知識に加え、過去の整備データを継承している業者でなければ、適正な修繕や総合的な性能確認及び機能診断、劣化診断における良否判断ができず、的確な履行が不可能である。
- 上記業者は、対象設備の製造元である三菱電機株式会社から同設備の保守・サービス対応等の維持管理業務を移管された唯一の業者である。
- 以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場PAC移送ポンプ整備修繕
- 2 業 者 名 宝生産業株式会社
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、原水の水中に浮遊する有機物・無機物等を集めるための凝集剤PACを注入機に移送するための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。
本修繕は、経年劣化により摩耗したPAC移送ポンプの分解整備を行い、機能回復を図るものである。
当該機器は、日機装(株)が設計製作・納入したものであり、設計・製作資料及び整備実績を基に修繕に必要な部品の調達がメーカー及び代理店でなければ入手する事が出来ないことと、当該設備に精通していなければ修繕後のPAC移送設備全体の試運転・性能確認及び総合的な調整は不可能である。また、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある。
本修繕の対象機器は、日機装(株)が設計・製作・納入したものであり、当該PAC移送ポンプのメンテナンスについては、「宝生産業 株式会社」が代理店の指定を受けているため、上記業者を特定したい。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 平岸配水池ほか電動弁整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所

3. 特 定 理 由

本修繕は、前澤工業(株)が製造した弁設備の整備である。

弁設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、当該弁設備の製造業者である前澤工業(株)から、弁設備技術の継承を受けている道内唯一の業者であることから、特定することとする。

4. 根 拠 規 定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場次亜移送・ドレンポンプ整備修繕
- 2 業者名 英和株式会社 札幌営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象となる設備は、次亜塩素酸ナトリウムの注入設備に移送するための設備と廃液を処理するための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。
本修繕は、経年劣化により磨耗した次亜移送・ドレンポンプの分解整備を実施して、機能回復を図るものである。
本修繕には、製造業者が独自の仕様で構築した設計・製作資料及び整備実績が必要であり、メーカー及び代理店でなければ入手する事が出来ない。また、浄水処理に支障が無いよう正確・迅速に実施する必要がある、当該設備の整備に精通していなければ、施工は不可能である。
本修繕の対象機器は、㈱イワキが製作したものであるが、ポンプのメンテナンスについては、代理店である上記業者がおこなっている。
よって、上記条件を満たすには他業者では不可能であるため、上記業者を特定したい。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。